

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【公開番号】特開2007-275248(P2007-275248A)

【公開日】平成19年10月25日(2007.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2007-041

【出願番号】特願2006-104397(P2006-104397)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月30日(2009.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

制御基板を収容する基板ケースがベース部材を介して装着され、前記基板ケースが封印シールを貼着するためのケース側貼着部を有し、かつ、前記ベース部材が前記封印シールを貼着するためのベース側貼着部を有し、前記ケース側貼着部と前記ベース側貼着部との境界線を含む部分に前記封印シールを貼着するように構成した遊技機であって、

前記ケース側貼着部と前記ベース側貼着部との前記境界線が、前記基板ケースの表面、前記基板ケース及び前記ベース部材の側面、並びに、前記ベース部材の裏面のうち少なくとも二面に形成されることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

制御基板を収容する基板ケースが基板ボックスとボックスカバーからなる二つ割り構成とされ、前記基板ボックスが封印シールを貼着するためのボックス側貼着部を有し、かつ、前記ボックスカバーが前記封印シールを貼着するためのカバー側貼着部を有し、前記ボックス側貼着部と前記カバー側貼着部との境界線を含む部分に前記封印シールを貼着するように構成した遊技機であって、

前記ボックス側貼着部と前記カバー側貼着部との境界線が、前記基板ケースの表面、側面及び裏面のうち少なくとも二面に形成される請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記ボックス側貼着部が前記基板ボックスの裏面と側面とに形成されており、前記ボックス側貼着部の裏面側であって前記基板ボックスの裏面と側面との間の角部から切欠き部を設けると共に、前記ボックス側貼着部の裏面部分に前記切欠き部に向かって下るボックス側傾斜部を形成し、前記ボックス側傾斜部を前記切欠き部から露出させたカバー側貼着部に連接させた請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記ボックス側貼着部が前記基板ボックスの裏面と側面とに形成されており、前記ボックス側貼着部の裏面側であって前記基板ボックスの裏面と側面との間の角部から切欠き部を設けると共に前記切欠き部から表面側に所定間隔を隔てて平板部を設け、前記切欠き部と前記平板部との間に前記カバー側貼着部の一部を嵌合させた請求項2に記載の遊技機。

【請求項5】

前記ボックス側貼着部と前記カバー側貼着部とのうち一方に少なくとも前記基板ケースの二面に渡って形成される切欠き部を設け、かつ、他方に少なくとも前記基板ケースの二面に渡って形成されると共に前記切欠き部に嵌合させる嵌合部を設けた請求項2に記載の遊技機。